インタラクティブ空間演習　（女子美術大学大学院）

「イコン」「インデックス」「シンボル」

3章 「1. 記号と意味作用」 pp.98-108
(2017-12-06)

池上嘉彦 著「III. 創る意味と創られる意味— 意味作用をめぐって— 」、『記号論への招待』

担当：　石井　拓洋
takuyo.ishii@gmail.com

2017

復習

- 「人間の言語では『記号内容』の規定が『指示物』としてではなく『意味』としてなされている」 (p.93)

復習

「記号表現」

「平和 」

「記号内容 」

「意味」
=「危険ではない」との条件を満たす指示物の範囲。

(指示物= 鳩 A)

(指示物=危険性のない人)

(指示物= 鳩 B)

(指示物=ピースサイン)

(指示物=危険なオオカミ)

イラスト提供: M/Y/D/S GRAPHICS　　http://myds.jp/

復習

記号内容としての「指示物」とは？

★「 記号表現が示す 特定の具体的な個体ないし事例そのもの」 (p.88)

(記号表現)

「鈴木太郎」

固有名詞的

(記号内容 =「指示物」として)

特定の具体的な個体
鈴木太郎くん、 そのもの

「特に価値のある指示物」に対する使用に限られる (p.90)

復習

記号内容としての「意味」とは？

★「記号表現が適用されうるために 指示物が満たしているべき条件」(p.88)

(記号表現)

「子ども」

・普通名詞的

・適用条件 : 年齢が低い人

(記号内容 =「指示物」として)

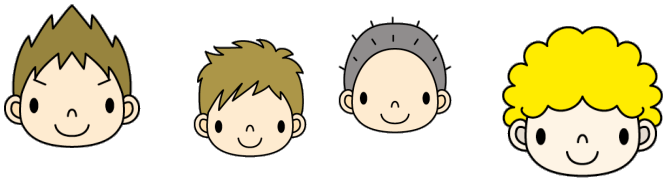

・年齢が低い人 たち
・年齢が高い人とは違う人たち
・「同じ価値」を共有するもの

・「普通」の 記号表現としてのモデル (p.91 , 93)
・多くの場合は、一つの記号の適用は 同じ価値を有する一連の対象 (指示物) に適用 (p.91)
・記号が適用できる世界が「開いた」ものとなる (p.93)
・新しい対象でも、「意味」の規定にあっていれば適用が可能である (p. 92)

「 記号内容」が「意味」で規定される意義 とは？

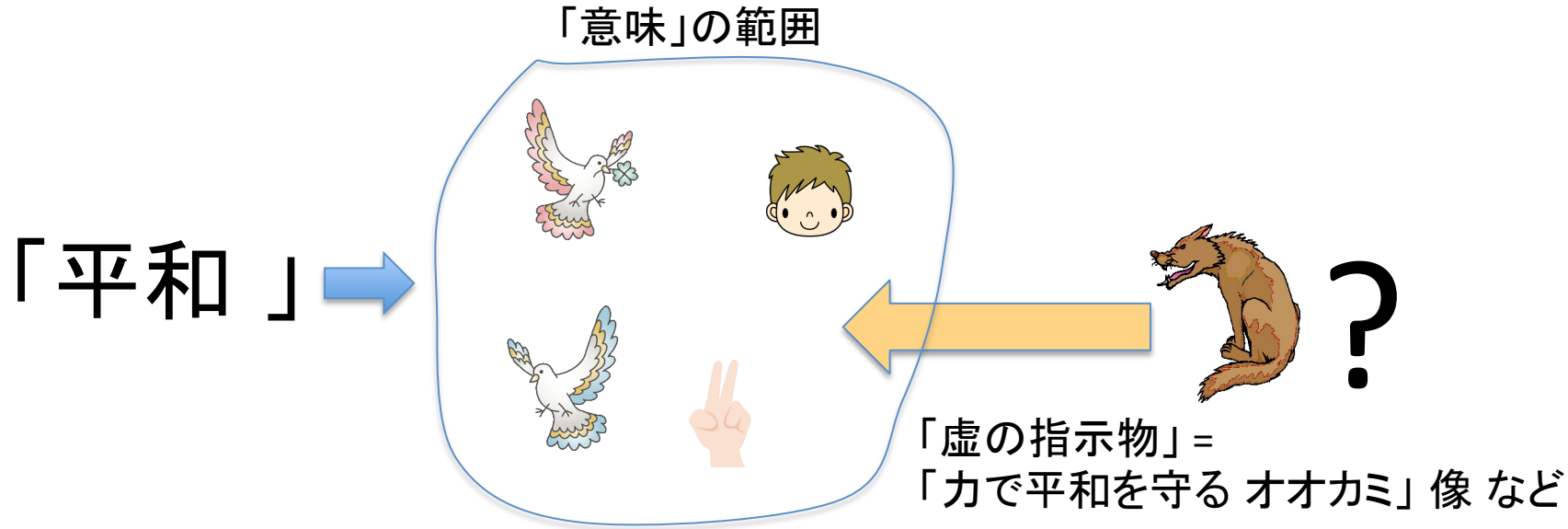

【結論】

「『記号』はその『意味』を通じての、いわば『虚の指示物』を創り出す」 100

記号には 「『虚の世界』を 創り出す力 」がある → 広告、詩や宗教などが典型 101

「指示物」が「 記号内容」の「意味」に 〈ただしく〉合致している場合は問題ない

(p. 99)

記号内容

「意味」の範囲 = 〈男の子〉

記号表現

“ boy ”

「意味」に合致する「指示物」
= 王龍 くん

「意味」に合致する「指示物」
= 陳 くん

「指示物」= 李麗 さん
= boy の「意味」の条件には不一致

「ある『記号』が存在するということは、
その記号の『意味』に合致するような『指示物』が存在するということ」99

「指示物」が「 記号内容」の「意味」に 合致していない場合 [1]

(p. 99)

「嘘」や「誤用」

記号表現

“ boy ”

記号内容

「意味」の範囲 = 〈男の子〉

「意味」に合致する「指示物」
= 王龍 くん

「意味」に合致する「指示物」
= 陳 くん

!

「指示物」= 李麗 さん？
= boy の「意味」には不一致だが？

矛盾 ？

・話し手による「嘘」（ 例 :「“boy” とは男女を示す語である」という嘘 ）
・話し手による「誤用」

→ 【対策】 現実の「指示物」をもとにして、「記号」の意味と指示物の対応が訂正される

「指示物」が「 記号内容」の「意味」に 合致していない場合 [2]

(p. 99)

「 比喩 」

記号表現

「蝶々」

記号内容
「意味」の範囲 =〈蝶々という昆虫〉

「意味」に合致する「指示物」
= 「モンシロチョウ」

!

「指示物」= 〈雪 〉?
= 蝶々 の「意味」には不一致だが？

矛盾 ？

・話し手による「比喩」的使用の可能性 あり (例 :「 まるで “蝶々” のように 雪が舞う」)

→ 【効果】 記号が『意味』とする特徴と、「指示物」がもつ特徴との間に 緊張関係が生じる

「指示物」が「 記号内容」の「意味」に 合致していない場合 [2]

(p. 99)

「 比喩 」

記号表現

「蝶々」

記号内容
「意味」の範囲 =〈蝶々という昆虫〉

「意味」に合致する「指示物」
= 「モンシロチョウ」

!

「指示物」= 〈雪 〉?
= 蝶々 の「意味」には不一致だが？

矛盾 ？

・話し手による「比喩」的使用の可能性 あり (例 :「 まるで “蝶々” のように 雪が舞う」)

→ 【効果】 記号が『意味』とする特徴と、「指示物」がもつ特徴との間に 緊張関係が生じる

「指示物」が「 記号内容」の「意味」に 合致していない場合 [3]

(p. 100)

「意味」による
「指示物」の訂正作用

記号表現
「マンションあるよ」

記号内容
「意味」の範囲 = 〈快適な集合住宅〉

!

広告として、意図的に「意味」に合致させた
「指示物」= 実は「ぼろ家」

「マンション」だから、
〈快適〉かもしれない

- 「マンション」という記号を適用すれば、「ぼろ家」は 「マンション」の「意味」= 〈快適〉に合致するかのようなものに修正されて提示される。 100
- 「ぼろ家」であることが確認されるまでは、偽「マンション」のイメージはまかり通る。

- 「 広告・宣伝でのことば遣いの基本」 100

記号は「虚の世界」を創り出す

(p. 101)

記号

「マンションあるよ」

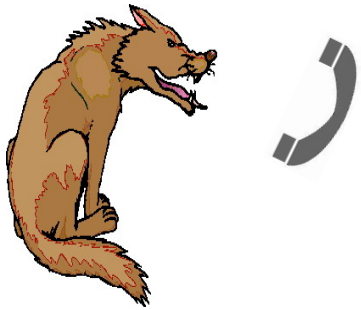

「虚の世界」のマンション

「マンション」だから、
〈快適〉かもしれない

- 「広告・宣伝」で「意図的に利用される」記号の力
- 「宗教的なシンボルや詩のことば」での、記号の「基本的な働き」

記号の「無契性」とは

～「記号表現」と「指示物」との関係を考える

(p. 102)

記号表現

A

記号内容「指示物」= 赤いボール

「ある記号の記号表現とその記号の適用される指示物との間になんら特別の関連性がない場合」

(コードのよって規定された関連性)

記号の「有契性」とは

～「記号表現」 と「指示物」との関係を考える

(p. 102)

記号表現「赤い板」

記号内容 「指示物」= 赤いボール

「ある記号の記号表現とその記号の適用される指示物との間に 関連性がある場合」

(コードによる規定以上の)

上図では「赤」という性質としての関連性がある

言語 の「有契性」と「無契性」

(p. 103)

- 言語は基本的には 「無契的」な記号
- 一方、一部に「有契的」な 言語使用もある

擬声語 (動物の音声や物体の音響を言語音によって表した語)

- 鶏の「コケコッコー 」,　ドアがしまる時の「バタン」

擬態語 (事物の性質や身ぶりなどの感じをそれらしく音声に表した語)

- 笑顔の感じを表した「ニコニコ」

しかし、、、

「有契的」な言語使用も、やはりコード規定

(p. 103)

- 世界各国の ニワトリの鳴き声の 擬声語 ヴァリエーション

日本 =「コケコッコー」， 英語 =「コッカドゥードゥルドゥー」

ドイツ語 =「キケリキ」， 仏語 =「ココリコ」，中国 =「コーコーケー」？

● 参考「イセデリカ株式会社」Web ページ
http://www.isedelica.co.jp/info/column/column15.htm

「擬声語の場合も、実はそれぞれの言語のコードで
そのように規定されているからそう表すのである 」 103

→ 擬声語も コードに規定された「無契的」な 記号ともいえる

記号の分類

(pp. 104 - 105)

【有契約】

「イコン (類像) 」icon ： 記号表現 と 指示物との「類似性」に基づく

「インデックス (指標) 」index ： 記号表現 と 指示物との「近接性」に基づく

【無契約】

「シンボル (象徴) 」symbol ： 記号表現 と 指示物とがコードで関連付けられる

※ 記号論 の始祖の一人 **チャールズ・サンダース・パース (1839 – 1914 , 米) による分類**

イコン (類像) icon

(pp. 104 - 105)

記号表現 と 指示物との「類似性」に基づく

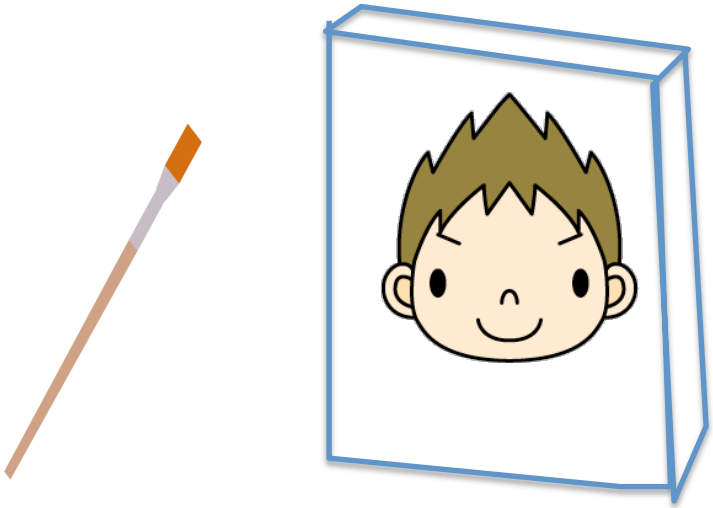

絵に描かれた「鈴木太郎」

イコン (類像) としての 記号

指示物 (対象) 「鈴木太郎」くん

人は「イコン (類像記号) 」 を 対象における「イメージ」として扱うことで、
「記号」と「対象」との「類推的関係」を結ぶ (石田英敬『記号の知/ メディアの知 』71)

インデックス (指標) index

(pp. 104 - 105)

記号表現 と 指示物との「近接性」に基づく

物理的な接触 (近接) によって残された足跡

インデックス (指標) としての 記号

指示物 (対象)「ねこ」

人は「指標記号」を通して、自然の事物の〈いま・ここ〉の痕跡 (index) を
読みとることによって、「具体的な経験レベル」と「一般的な経験レベル」とを結びつける
(石田英敬『記号の知/ メディアの知 』72)

シンボル (象徴) symbol

(pp. 104 - 105)

記号表現 と 指示物とがコードで関連付けられる

「こんにちは」

日本語のコードで規定された挨拶用の記号
シンボル (象徴) としての 記号

指示物 (対象)「挨拶」

「象徴記号」によって、人は、「一般性のレベル」(抽象的なレベル) で対象を表意する。
それは〈いま・ここ〉にある「具体的な個物」を指し示すものではない
(石田英敬『記号の知/ メディアの知 』74)

※「写真」は

「イコン (類像)」か？ 「インデックス (指標) 」か？

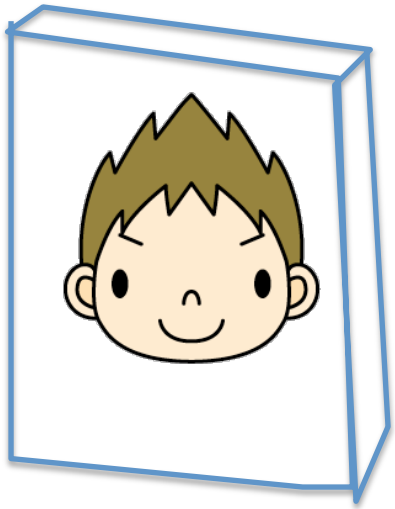

インデックス (指標) index

(pp. 104 - 105)

記号表現 と 指示物との「近接性」に基づく

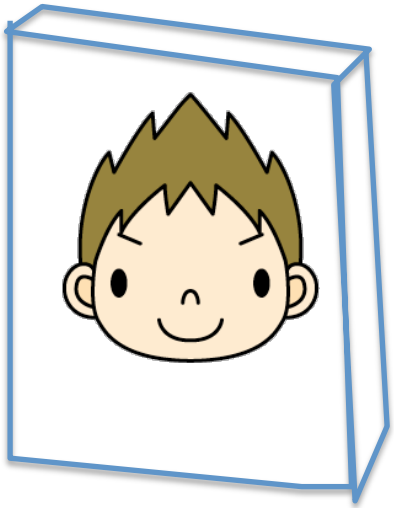

光の〈痕跡〉としての 写真

写真 の 「鈴木太郎」

インデックス (指標) としての 記号

指示物 (対象) 「鈴木太郎」くん

「写真」・「映像」

被写体から放射される光が、〈物理的に〉フィルムに残す光の〈痕跡〉

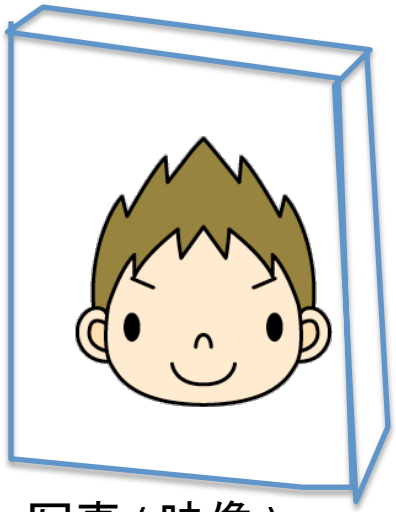

写真 (映像)
インデックス (指標) としての 記号

光の〈痕跡〉としての 写真

「〔写真画像にみるの類似性とは〕写真が一点一点物理的に自然と対応するよう強いられるという状況のもとで作られたという事実によるものである。

そういう点で、それらは記号の第二のクラスつまり
物理的結合による記号のクラス (指標) に属する 」

(内田種臣編訳『記号学 (パース著作集 2) 』勁草書房、1986年、35頁)

以上